

令和8（2026）年度

# 生徒手帳



神奈川県立横浜南陵高等学校

〒234-0053 横浜市港南区日野中央2丁目26番1号

1年生 045-842-9711

2年生 045-842-9712

3年生 045-842-9713

## 目 次

校章の由来	[ 1 ]
学校教育目標	[ 2 ]
グランドデザイン	[ 3 ]
校歌（譜面）	[ 4 ]
校歌（歌詞）	[ 5 ]
学則	[ 6 ]
気象警報時の対応	[12]
生活について	[14]
生徒の出欠席・遅刻・早退について	[18]
生徒の試験に関する心得	[19]
保健室より	[20]
教育相談	[22]
図書館(室)利用規定	[23]
生徒会規約	[24]
生徒会組織図	[28]
執行部役員の選出・解任・辞任・補充等に関する細則	[29]
会計に関する細則	[31]
会計監査に関する細則	[31]
部・同好会に関する細則	[32]
生徒会慶弔規程	[33]
交通安全について	[34]
令和7年度年間行事予定	[38]
出席停止届（用紙）	[40]
連絡・証明（用紙）	[41]
諸届・許可（用紙）	[41]

## 校章の由来

「南陵」の背景に3枚の銀杏の若葉で横浜のYとし、校名を表します。

銀杏は、神奈川の県の木であり、校庭に大きく育ち学び舎を彩っています。

伝統を守り、この地に芽吹いた若木が大木に成長することを願うものです。



松尾 祐治 考案

## 学校教育目標

- すべての生徒がともに生き、ともに学び、相互理解を深める教育を推進する中で福祉マインドを培い、思いやりの心を涵養し、自他の大切さを認められるように育成する。
- すべての生徒が学習や進路の目標を実現できるように基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。また、自ら課題を発見し解決する力を育み、主体的に学ぶ意欲を高める。
- すべての生徒が豊かな知識と広い視野を備え、社会で活躍できる実践力を身につけられるよう育成する。
- すべての生徒が思考力・判断力・表現力・言語能力・情報活用能力・問題発見解決能力を身につけられるよう、教科横断的な学習の充実を図る。
- すべての生徒が安心・安全な学校生活を送れるように教育環境の整備を進める。



# 横浜南陵高等学校 グランドデザイン

真理と理想を求め 未来を拓き 未来を創る 横浜南陵高校

## グラデュエーション ポリシー

- ◆社会で活躍できる実践力を有する人材の育成
- ◆思いやりの心・福祉マインド(すべての人が幸せになってほしいと思う心)を有する人権感覚豊かな人材の育成

確  
か  
な  
教  
養

豊  
か  
な  
人  
権  
感  
覚

- ◆ポジティブ行動支援の考え方を活かした学校づくり
- ◆進路の第一希望を叶える学習・キャリア支援
- ◆多様な学校行事
- ◆盛んな部活動
- ◆積極的な地域連携

- ◆一人ひとりの目標実現のため、多様な選択科目・言語能力の育成・理数系科目への習熟度別授業の導入・ICT利活用による個別最適な学びの実現

- ◆福祉マインドを持つ共生社会を担う人材の育成
- ◆地域との交流で他を思いやる心の育成

- ◆教科横断的な学習による知識・技能、思考力・判断力・表現力、問題発見・解決能力・主体的に学ぶ意欲を定着させる教育課程の編成

- ◆人間形成のため、様々な行事や部活動の活性化を実現する生徒活動の充実

- ◆安心・安全な教育環境の実現で、伸びやかな教育活動の実現

## アドミッション ポリシー

- ◆知的好奇心豊かで自ら学ぼうとし、積極的に行動できる生徒
- ◆共生社会を担っていこうとする態度を養える生徒
- ◆すべての学校活動に真摯に取り組み向上心を持ち続ける生徒を求める

# 校 歌

作 詞 赤羽 洋輔  
作 曲 尾形 敏幸

[♩ = 120]

1. か ぜ さき わ や か に ひ は あ た た か く は い  
2. ぜ さき よ ら か に ひ ま は な あ び や そ び え は い

な ち ぎ き き そ う こ う と な の み の な お み か わ  
ち ょ う (ま) い ろ づ く こ う こ う の ん の お か

こ こ う ど の こ い え き こ み だ ち ま み す ち る て ち こ こ ら ろ あ わ せ よ う あ  
C/E B<sup>b</sup>/F C<sup>#</sup>dim Cm > > > F<sup>sus4</sup> F<sup>7</sup> > > > v

ふ た か か き し ん り を も と め ち こ こ ら ろ あ わ せ よ う あ  
B<sup>b</sup> E<sup>b</sup> C/E v

た た ら し き せ かい の た め と も に ひ ら こ う よ  
た た ら し き せ い き の た め と も に ひ つ く ろ う よ

こ こ は ま な ん り ょ う よ こ こ は ま な ん り ょ う な ん  
B<sup>b</sup> D7/A Gm E<sup>b</sup>/F F<sup>7</sup> 1 B<sup>b</sup>

り ょ う こ う こ う わ れ ら の き ぼ ろ う 2. か  
り ょ う こ う こ う わ れ ら の き み ぼ ろ

[2 B<sup>b</sup>] (ENDING)

い

神奈川県立横浜南陵高等学校 校歌

作詞 赤羽 洋輔  
作曲 尾形 俊幸

一

風 爽やかに 陽はあたたかく  
桜咲き競う 港都の南  
若人の声 こだまする  
より深き 真理を求め  
力あわせよう 新しき 世界のため  
ともに 拓こう 横浜南陵高校  
われらの 希望

二

風 清らかに 学び舎 そびえ  
公孫樹色づく 港南の丘  
若人の意気 満ち満ちて  
より高き 理想を求め  
心あわせよう 新しき 世紀のため  
ともに 創ろう 横浜南陵高校  
われらの 未来

# 神奈川県立横浜南陵高等学校学則

## 目 次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 学年、学期、休業日等（第7条～第12条）
- 第3章 教育課程及び教科書等（第13条・第14条）
- 第4章 修了及び卒業の認定等（第15条～第17条）
- 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等（第18条～第31条）
- 第6章 賞罰（第32条・第33条）
- 第7章 授業料等（第34条）
- 第8章 職員組織（第35条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （名 称）

第1条 この学校は、神奈川県立横浜南陵高等学校と称する。

### （目 的）

第2条 この学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

### （位 置）

第3条 この学校の位置は、神奈川県横浜市港南区日野中央二丁目26番1号とする。

### （課程及び学科）

第4条 この学校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科とする。

### （定 員）

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

### （修業年限）

第6条 この学校の修業年限は、3年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## 第2章 学年、学期、休業日等

### （学 年）

第7条 この学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （学 期）

第8条 この学校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで  
(休業日)

第9条 この学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第3号に該当するものを除く。次号において同じ。）
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長があらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前3号に該当するものを除く。）

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての運動会、文化祭等恒例の行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第11条 校長は、校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第12条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第13条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 この学校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条に規定する教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

### 第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第15条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素

の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第17条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

## 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第18条 この学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第20条 この学校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続)

第22条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することができる。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第26条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学をしようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第27条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠 席)

第28条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌 引)

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

2 忌引きの期間は、校長が別に定めるところによる。

(氏名又は住所の変更)

第31条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項

異動届を校長に提出しなければならない。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 授業料等

(授業料等)

第34条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

## 第8章 職員組織

(職員組織)

第35条 この学校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 令和 2 年度における第 8 条第 1 号から第 3 号の規定の適用については、同条第 1 号中「4 月 1 日から 7 月 31 日まで」とあるのは「4 月 1 日から 8 月 30 日まで」と、同条第 2 号中「8 月 1 日から 12 月 31 日まで」とあるのは「8 月 31 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 2 令和 2 年度における第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「60 日以内」とあるのは、「40 日以内」とする。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日の前日においてこの学校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒  
平成 26 年 3 月 31 日
  - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に入学した生徒  
平成 27 年 3 月 31 日
  - (3) 第 1 号及び第 2 号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒  
平成 25 年 3 月 31 日

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条第 2 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 91 条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 気象警報等発表時の対応について

台風等の気象災害が予想される場合、次のような対応をする。

### 【通常授業の日】

	「横浜・川崎」地域に「暴風警報」とその他の警戒レベル3の警報(大雨または土砂災害)が同時に発令されている場合 または、「警戒レベル4」以上の警報(高潮・河川氾濫を除く)が発令されている場合 または、「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されている場合。	左の警報等が解除されるなど、その時点では発令されていない場合。
午前 6 : 0 0	自宅待機	平常授業
午前 8 : 0 0	自宅待機	午前 10 : 30 始業 3校時から授業
午前 10 : 3 0	臨時休校 部活動禁止	午後 1 : 00 始業 5校時から授業 ※午後の授業が無い生徒は登校不要

※但し、危険な状況があるときは安全を優先して無理な登校はしないこと。

### 【試験期間中の日】

	「横浜・川崎」地域に「暴風警報」とその他の警戒レベル3の警報(大雨または土砂災害)が同時に発令されている場合 または、「警戒レベル4」以上の警報(高潮・河川氾濫を除く)が発令されている場合 または、「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されている場合。	左の警報等が解除されるなど、その時点では発令されていない場合。
午前 6 : 0 0	自宅待機	通常試験実施
午前 7 : 0 0	自宅待機	午前 9 : 30 始業 [試験]午前 10 : 00～午後 1 : 00
午前 10 : 0 0	臨時休校 ※休校となった日の試験は試験最終日の翌日に行う。 (順延はしない)	午後 0 : 30 始業 [試験]午後 1 : 00～午後 4 : 00

※但し、危険な状況があるときは安全を優先して無理な登校はしないこと。

※試験を実施した場合であっても、気象状況によって登校が不可能な生徒については、再試験等で配慮する。

### 【登校後の対応】

「横浜・川崎」地域に「暴風警報」とその他の警戒レベル3の警報(大雨または土砂災害)が同時に発令された場合 または、「警戒レベル4」以上の警報(高潮・河川氾濫を除く)が発令された場合 または、「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合。 ただし、放課の時刻に天気回復が見込める場合を除く	平常授業 発令後帰宅  試験期間中 当該試験終了後帰宅
---	---



# 生活について

## 1. 心得

- (1) 敬愛の情を持って明るくあいさつを交わすよう心がける。
- (2) 他人に迷惑をかけず、責任と節度ある行動を常に心がける。
- (3) 常に礼儀正しく、言葉遣いなど、友愛の心を持って接するよう心がける。
- (4) 環境美化を心がけ、落ち着いた雰囲気の中で生活できるようにする。

## 2. 学習

- (1) 学習は、生徒の本分であり学校生活を過ごす基本として、積極的に授業に取り組む。
- (2) 予習、復習など家庭学習を含め、継続的な学習計画を立てる。
- (3) 授業時間に遅刻した場合は、その理由を報告してから着席する。
- (4) 授業時間中に病気その他の理由により、退室の必要性があるときは、担当職員の許可を得てから行動する。

## 3. 出欠席

- (1) 時間を守ることは基本的な生活習慣であり、遅刻を絶対しないよう努力する。
- (2) 事前に分かっている遅刻・早退・欠席・欠課は事前に（やむを得ないときは、出校後直ちに）学級担任及び教科担任に届け出る。また、当日急に欠席・遅刻する場合は保護者が8時25分までに連絡をする。
- (3) 遅刻した者は、登校したら職員室の学級担任等に報告する。
- (4) 早退する者は、学級担任等の許可を得て下校する。

## 4. 登下校

- (1) 朝は、SHRに間に合うよう余裕を持って登校するよう心がける。
- (2) 一般下校は16時55分とする。ただし、部活動等の理由で校舎内に残る場合は顧問または関係職員付き添いのもとで行い、終了時刻は18時45分を限度とし、19時00分までに校舎外に出る。校舎外の部活動を含め、19時20分には完全下校とする。
- (3) 土曜・日曜・祝日・その他の休業日に登校し、部活動等を行う場合は、顧問または関係職員付き添いのもとで行う。
- (4) 通学手段は公共交通機関及び自転車・徒歩とし、乗用車やオートバイ等での通学は禁止する。ただし、身体上の理由等により保護者の運転する車に同乗して通学する場合は学級担任に届け出る。
- (5) 自転車通学を希望する場合は、自転車保険に加入した後、自転車通学届を提出する。

## 5. 所持品

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の授業中の使用については、担当教員の指示があった場合のみ、許可する。
- (2) 教科書・ノートその他の所持品には、必ず学年・組・氏名を明記しておく。
- (3) 生徒間において金銭及び貴重品の貸し借りは禁止する。
- (4) 盗難防止のために、私物は各自で管理し、教室のロッカーとげた箱は施錠する。盗難・紛失及び遺失物拾得の際は、すみやかに担当職員に届け出る。
- (5) 学校に高額の金銭及び貴重品を持ってこない。

## 6. 校内生活一般

- (1) 公共物は大切に取扱い、破損しないように注意し、落書きなど絶対しない。
- (2) 教室及び廊下・トイレ等は清潔に保ち、気持ちよく生活できるように心がける。
- (3) 学校の施設・備品等を使用する場合は、担当職員の許可を得て、ていねいに使用する。使用後は清掃及び原状復帰をする。休日使用の際は特に注意する。
- (4) 必要により学校外に出る場合は、外出届を学級担任等に提出し許可を得る。
- (5) SNS等の利用について、次のような行動は禁止する。
  - ①個人や集団に対する誹謗中傷（悪口）の書き込み
  - ②個人や集団の写真または動画の投稿
  - ③個人や集団が特定できる情報の発信
  - ④個人情報を広げる書き込み、いわゆる拡散
  - ⑤SNS上のアカウントのなりすまし、アカウントの乗っ取り
  - ⑥インターネット上の問題行動への加担または指示
  - ⑦人権思想・信条等の差別、あるいは差別を助長させる情報の発信
  - ⑧公共ルールやマナーに反する行為をアピールする情報の発信
  - ⑨その他インターネットのルールに反する問題行動

## 7. 服装等について

- (1) 本校指定の制服(図参照)を着用し、身だしなみは華美にならぬよう、また常に清潔であるよう心がける。
- (2) 校章は定められた位置につける。
- (3) 頭髪について、染髪等の加工は禁止とする。
- (4) 制服の上着の下に着用するものは、原則として無地のベスト、セーター、カーディガンとし、フード付きのもの（パーカー等）は禁止とする。
- (5) 夏期（原則として6月1日～9月30日）は、詰襟タイプは白のワイシャツまたはポロシャツ、ブレザータイプは白のワイシャツ・ブラウスまたはポロシャツとする。なお、5月は冬服から夏服へ、10月は夏服から冬服への移行期間とする。この移行期間・夏服の期間は上着を着ずに、ベスト、セーター、カーディガンを着用して登校することを可とする。
- (6) 特別な事情で異装着用の際はあらかじめ、異装届を学級担任に提出し許可を得る。

(7) その他

- ①原則として休日の部活動や校外での学校行事に参加する際にも、制服を着用する。
- ②上履き、下履き、体育館シューズの区別を明確にする。
- ③体育授業時には本校指定の体育着を着用する。
- ④上履き及び体育館シューズは指定のものとする。

(8) 制服

①詰襟タイプ

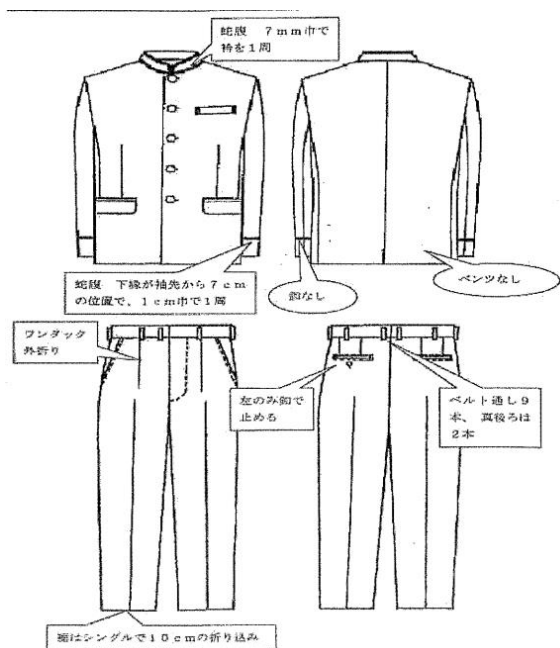
- 上 着 指定された販売店より購入したもの  
詰め襟型 シングル前指定の5つボタン、カラーインカラー仕様
- スラックス 指定された販売店より購入したもの  
標準型、ワンタック、シングル裾、斜めポケット
- シ ャ ツ 白色無地のワイシャツまたは白色・黒色・紺色無地単色のポロシャツ  
上記以外の色または柄・縞のあるものは許可しない

②ブレザータイプ

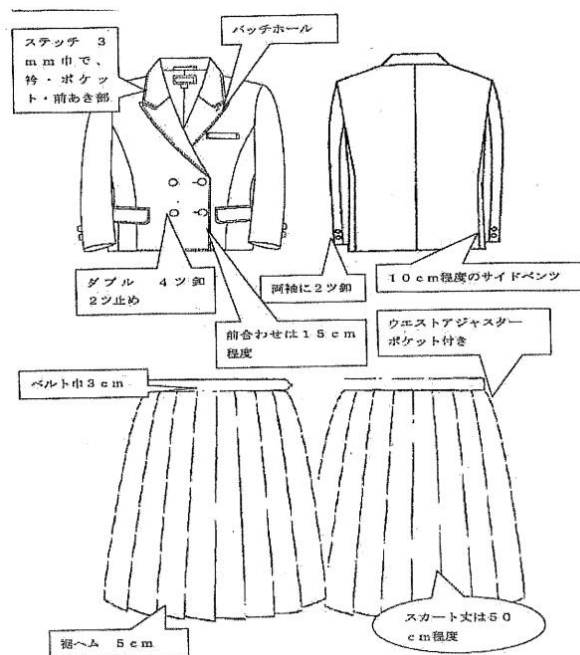
- 上 着 指定された販売店より購入したもの  
ダブルブレザー指定の4ボタン 2つ掛け、折衿式ピークドラベル
- スカート 指定された販売店より購入したもの  
16本車ヒダ腰止めスカート、スカート丈はひざ頭程度とする。
- スラックス 指定された販売店より購入したもの
- シ ャ ツ 白色無地のワイシャツ・ブラウスまたは白色・黒色・紺色無地単色のポロシャツ  
上記以外の色または柄・縞のあるものは許可しない

## 横浜南陵高等学校制服

【詰襟】



【ブレザー】



## 8. 各種届出

- (1) 欠席届、早退届、欠課届、忌引届、見学届、異装届、及び外出届等については、事前に学級担任に届け出る。
- (2) 自転車通学届…自転車通学を希望する場合に、学級担任に届け出る。
- (3) 拾得物届…落とし物を拾ったときに担当職員に届け出る。
- (4) 盗難・遺失物届…私物等を無くした、あるいは盗まれた場合に担当職員に届け出る。
- (5) 免許取得届…バイクや車の免許を取得した場合に、学級担任に届け出る。
- (6) アルバイト届…アルバイトを始める場合に、学級担任に届け出る。
- (7) 旅行届…学割を利用し旅行する場合（保護者同伴が原則）に、生徒旅客運賃割引証交付願（事務室）とともに、学級担任に届け出る。
- (8) 破損届…学校の物品や備品等を破損した場合に、学級担任又は担当職員に届け出る。

※その他、「転・退学願」「休学願」「在学・成績・卒業（見込）証明書等交付願」及び「生徒身上事項異動届（住所変更や通学路変更等の際提出）」については、学級担任に相談をしてください。

# 生徒の出欠席・遅刻・早退について

## 1. 遅刻・早退・欠席・欠課について

- (1) 始業時刻（8:40）より遅れて登校した生徒は欠席または遅刻とする。
- (2) 課業時間内に下校した生徒を早退とする。
- (3) 課業時間内に登校しなかった生徒を欠席とする。
- (4) 原則として、15分以上授業に出席していない場合は欠課とする。

## 2. 忌引・公欠・出席停止等について

- (1) 忌引を認める日数については次のとおりとし、遠隔地での葬儀等は、状況に応じて加算する。
  - ①父母死亡の場合 7日
  - ②祖父母・兄弟姉妹死亡の場合 3日
  - ③叔父・叔母等 1日
- (2) 次の場合は、特に出席扱いとする。（公欠）
  - ①学校長が認める行事又は大会への参加による時。
  - ②校外の公的団体の活動への参加等において、別途申請し学校長が許可したとき。
  - ③総合教育センター内など県教育委員会が配置したスクール・カウンセラーとの面談において、別途申請し、学校長が許可したとき。
- (3) 次の場合は、出席停止等の扱いとなる。
  - ①学校保健安全法及び学校教育法による出席停止。（学級閉鎖含む）
  - ②許可を得た就職または進学のための試験による場合。
  - ③非常変災等、生徒または保護者の責任ではない事由で登校しない場合。
  - ④その他、教育上特に必要な場合。

## 3. 届け出について

- (1) 遅刻・早退・欠席・欠課は事前に（やむを得ないときには、出校後直ちに）学級担任及び教科担任に届け出る。また、当日に欠席・遅刻をする場合は 8:25 前までに Classi または電話で連絡をする。
- (2) 学校保健安全法による出席停止の場合は、保護者の連絡等により届け出る。

(40 ページ参照)

## 4. 外出について

登校後は、放課後まで許可なく校外に外出することを原則として認めない。  
外出の必要な時は、学級担任に届け出る。

# 生徒の試験に関する心得

## 1. 受験上の注意

- (1) 座席は出席簿番号順に並び、各人の机は机間指導ができるように間隔を取ること。
- (2) 予鈴のチャイムと同時に筆記用具以外の物品をかたづけ、着席すること。筆入れ、下敷きは使用しないこと。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等は電源を切ってカバンにしまうこと。
- (4) 机の中は空にすること。筆記用具以外の所持品は、カバンの中に入れ、机間指導の妨げにならないよう椅子の下に置くこと。
- (5) カンニング等の不正行為は絶対にしないこと。
- (6) 試験中は監督者の指示に従い、私語、物品の貸借、その他勝手な行動をしてはならない。
- (7) 質問その他、用事のあるときには黙って手を挙げ、監督者の指示を受ける。
- (8) 当該時間終了まで、答案の提出は認めない。
- (9) トイレは試験前に必ずすませておくこと。試験中やむなくトイレに行く場合は、静かに手を挙げて監督者の許可を得てからなにも携帯せずに行くこと。
- (10) 試験前や試験中に体調が悪くなった場合には早めに申し出ること。また、別室受験を希望する場合は必ず担任か監督者に申し出てから行くようにすること。断りなく勝手に行くことのないようにする。
- (11) 始まりのチャイムが鳴るまでは、筆記用具は持たないこと。
- (12) 終わりのチャイムと同時に記入をやめ、各列最後尾の生徒が番号順に答案をまとめて提出する。監督者が枚数の確認を終了するまで着席していること。
- (13) 定期試験時間割発表日より試験終了まで（期末試験及び学年末試験においては、会議日まで）生徒は職員室への出入りはできない。

## 2. 不正行為

- (1) 不正行為のあった当該科目の得点は0点とする。
- (2) その後の試験は別室受験となる。

# 保健室より

## (1) 保健室の利用について

- ・校内で起きたけがの応急処置が必要なとき（初回のみ）
- ・体調不良のため、一時的に休養が必要なとき
- ・心身や健康に関する相談があるとき

### ※利用上の注意

- ・原則として休み時間に利用する。授業中は、授業担当の先生に断ってから来室する。
- ・養護教諭が不在の時は担任または学年の先生に対応をお願いします。
- ・部活動中のけがは、顧問の先生にも連絡してから来室する。

## (2) 日本スポーツ振興センター（J S C）について

学校の管理下（授業中や部活動、登下校など）で起きた災害により医療機関を受診した場合に、かかった医療費などの給付を行う制度で、療養に要する費用が5,000円以上のものが対象になる。（たとえば、費用が5,000円で健康保険の自己負担額が3割の場合、窓口の支払いは1,500円になる。）申請には、以下の書類を提出すること。（申請用紙は、保健室にある）。

- ・口座振込申出書
- ・医療等の状況
- ・調剤報酬明細書
- ・その他（高額医療費届など必要に応じて）

※受診から2年間請求しないと時効となり、給付が受けられないので、災害により疾病が発生した場合は、すみやかに手続きを行うこと。

## (3) 学校感染症について

- ・学校保健安全法により次ページの感染症にかかった場合は出席停止となる。
- ・次ページの感染症の疑いのあるときは、必ず医療機関を受診すること。
- ・医師から感染症の診断を受けたときは、学校に連絡すること。
- ・医師の許可があるまで、もしくは出席停止期間の間は登校しないこと。
- ・完治して登校したら、担任より出席停止届を受け取り、保護者に必要事項を記入してもらい、必要な書類を添えて担任に提出する。

# 学校感染症と出席停止期間の目安

(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症 (結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性の高いもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

# 教 育 相 談

## 1. 相談室の利用について

相談室は次のような時に利用できます。

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと生徒、保護者、教職員の面談時
- (2) その他、必要に応じて

## 2. 相談室の場所

管理棟 3階

## 3. 相談の申込み方法

担任、養護教諭、教育相談コーディネーターまで申し出てください。

## 4. 相談内容について

相談内容の制限はありません。また、相談の状況、内容についてはプライバシーに充分配慮します。

# 図書館（室）利用規定

図書館は、本校在校生・教職員・卒業生及び保護者が利用できる。

## 1. 開館について

利用時間（月～金）… 9:00～16:45

- ・長期休業中の休館については事前に連絡する。
- ・午前中授業、試験期間中はその都度定める。
- ・蔵書点検期間、全校生徒が出席すべき学校行事の日は休館する。

## 2. 館内閲覧について

閲覧方式は開架式なので、閲覧室の資料は自由に利用できる。

## 3. 館外貸出について

貸出、返却は所定の手続によって行う。

貸出期限は2週間以内、貸出冊数は原則として一人何冊でもよい。

## 4. 諸注意

- ・図書はていねいに扱い、破損せぬよう注意する。
- ・図書館資料の無断持ち出しは厳禁。
- ・館内では、他人の迷惑になるようなおしゃべりは慎む。
- ・館内では飲食をしてはいけない。（ふた付き飲料のみ可。）
- ・机や椅子を移動させない。

## 5. リクエストについて

図書館で購入してほしい本がある時は随時、リクエストができる。カウンターまで申し出ること。

# 生徒会規約

## 第1編 総 則

第1条 本会は、神奈川県立横浜南陵高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校職員の理解と会員の一致協力のもとに、自主自立の精神を養い、その親睦をはかり、充実した学校生活を築くことを目的とする。

第3条 本会における決定事項の実施にあたっては校長の承認を必要とする。

## 第2編 組 織

第4条 本会は神奈川県立横浜南陵高等学校全生徒を会員とする。

第5条 本会には、その運営、活動について指導および助言をするため、顧問をおく。  
顧問は本校職員の中から校長が委嘱する。

第6条 本会に次の役員をおく。以下役員全てを総称して執行部と呼ぶ。

会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名

第7条 本会には、別表の通り、議決機関として、総会・評議会、執行機関として、執行部・専門委員会・特別委員会等を置く。その他別に、選挙管理委員会・会計監査委員会を設ける。

## 第3編 機 関

### 第1章 議決機関

#### 第1節 総 会

第8条 総会は、全会員によって構成される最高議決機関であり、次の事項を審議する。

1. 生徒会予算および決算
2. 生徒会行事に関する事項
3. 生徒会規約に関する事項
4. その他評議会が必要と認めた事項

第9条 定例総会は、1学期及び3学期に1回、会長が招集する。

第10条 次のような場合、会長は臨時総会を招集する。

1. 評議会の要求があった場合
2. 全会員の4分の1以上の署名による要求が会長に提出された場合

第11条 総会の議長・副議長・書記は、その都度、評議員より選出する。

第12条 総会は会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は原則として出席者の過半

数の賛成を必要とする。なお、3年生の自由登校期間中の総会においては1・2年生の会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は原則として出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第2節 評議会

第13条 評議会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議する。

1. 総会における審議事項
2. 細則の制定および改廃に関する事項
3. 各執行機関およびホームルームから審議要求のあった事項

第14条 評議会は、執行部の要求、または評議員の4分の1の要求により議長が招集する。

第15条 必要に応じて学年評議会を開催することができる。

第16条 評議員は、各ホームルームより2名選出する。その任期は、4月から翌年3月までの1年とし、互選により、議長1名、副議長2名、書記2名、会計監査委員2名を選出する。

第17条 評議会の成立条件および議決に関する事項については、第12条に準じる。

## 第2章 執行機関

### 第1節 執行部

第18条 執行部は、本会および生徒会行事の運営をまとめる。

第19条 執行部の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務をまとめる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その任務を代行する。
3. 書記は、会合における記録に関する事務を行う。
4. 会計は、本会の会計事務を行う。

第20条 執行部は、会員による選挙において選出される。

第21条 執行部の任期は、原則として11月から翌年10月までの1年とし、再任は妨げない。ただし、選挙の日が11月になった場合は、任期をその日まで延長とする。

第22条 執行部は、他の委員と兼任しないことが望ましい。ただし、評議員との兼任は認めない。

第23条 執行部役員を選出、解任、辞任、補充等については、別途これを定める。

### 第2節 専門委員会

第24条 本会の議決機関で決定されたことを執行するために、次の専門委員会をおく。

1. 美化委員会…学校内における環境の美化のための活動を行う。
2. 保健委員会…会員の保健衛生の向上を促すための活動を行う。
3. 広報委員会…学校内における校誌等の編集と、放送による広報活動の補助を行う。
4. 図書委員会…会員の図書室利用を促すため、その管理、運営及び購入図書の選定等の補助を行う。
5. ボランティア委員会…福祉や国際協力等に関するボランティア活動等の企画及

び広報活動を行う。

6. 防災委員会…学校内の災害図上訓練、地域との防災訓練への参加及び会員の防災意識の向上を促すための活動を行う。

② 活動にあたっては、関係職員の指導、助言を仰ぐものとする。

第25条 各専門委員は、各ホームルームより、原則として2名ずつ選出する。ただし、ボランティア委員については、各ホームルームより、原則として1名選出する。

第26条 各専門委員会の任期は、4月から翌年3月までの1年とし、互選により、委員長、副委員長、書記を選出し、その運営にあたる。

### 第3節 特別委員会

第27条 生徒会行事の企画、運営を行うため、次の特別委員会をおく。

1. 体育祭実行委員会…体育祭の企画、運営を行う。
2. 合唱コンクール実行委員会…合唱コンクールの企画、運営を行う。
3. 文化祭実行委員会…文化祭の企画、運営を行う。

②活動にあたっては、関係職員の指導、助言を仰ぐものとする。

第28条 各特別委員は、各ホームルームより、原則として2名ずつ選出する。

第29条 各特別委員の任期は、4月から翌年3月までの1年とし、互選により、委員長、副委員長、書記および会計を選出し、執行部と連携し、その運営を行う。

第30条 第27条に掲げる特別委員会のほかに、生徒会行事運営上必要のある場合には、評議会の承認を得て、臨時特別委員会を設置することができる。

②前項の委員の選出方法、任期等必要な事項については、その都度、評議会で決定される。

### 第4節 部活動協議会

第31条 部活動協議会は、執行部および部・同好会の代表者で構成され、予算その他、部・同好会活動に関する問題を協議する。

## 第3章 選挙管理委員会

第32条 選挙管理委員会は、執行部役員の選挙事務を行う。

第33条 選挙管理委員は、各ホームルームより、1名ずつ選出する。

第34条 選挙管理委員の任期は、4月から翌年3月までの1年とし、互選により、委員長、副委員長、書記を選出し、その運営にあたる。

## 第4章 会計監査委員会

第35条 会計監査委員会は、本会の会計の監査を行い総会に報告する。

第36条 会計監査委員は、評議員から互選により2名選出する。

第37条 会計監査に関する細則については別途これを定める。

#### **第4編 ホームルーム**

第38条 ホームルームは本会活動の基礎組織となる。

第39条 ホームルームは評議員および、その他の委員を選出する。

#### **第5編 部・同好会**

第40条 部及び同好会は、会員相互の親睦、心身の鍛練、教養の向上を目的とし、会員の希望者をもって組織する。

第41条 部及び同好会に関する細則については、別途これを定める。

#### **第6編 会 計**

第42条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第43条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第44条 本会の会計に関する細則については、別途これを定める。

第45条 本会の慶弔に関する規程は、別途これを定める。

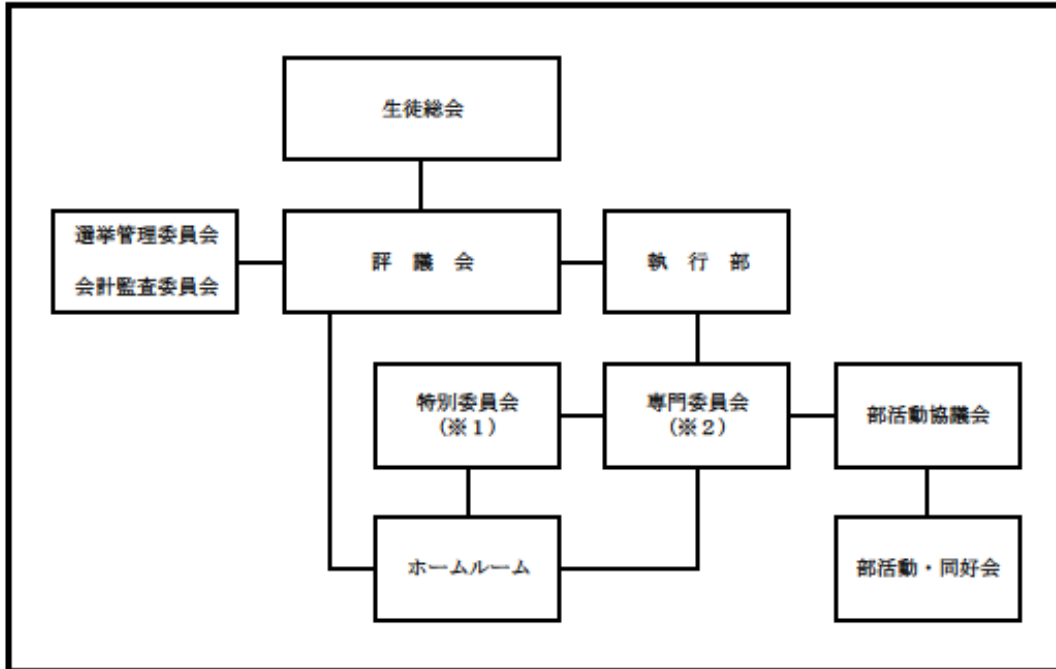
#### **第7編 改 正**

第46条 本規約の改正は、評議会で発議し、総会出席者の3分の2以上の賛成を得たのち、校長の承認をもって行う。

#### **第8編 付 則**

第47条 本規約は、令和2（2020）年4月1日より施行する。

## 生徒会組織図



### ※1 特別委員会

- ・体育祭実行委員会
- ・文化祭実行委員会
- ・合唱コンクール実行委員会

### ※2 専門委員会

- ・美化委員会
- ・保健委員会
- ・広報委員会
- ・図書委員会
- ・ボランティア委員会
- ・防災委員会

### ※ 生徒会組織以外の委員会等

- 交通安全委員会
- 家庭クラブ委員会
- 体育祭応援団
- 南陵の日実行委員会

# 執行部役員の選出・解任・辞任・補充等に関する細則

## 第1章 選 出

第1条 生徒会規約第20条により、執行部役員選出においては、会員による公正な選挙をもって行う。

第2条 全会員は、執行部役員選挙における選挙権・被選挙権を有する。

第3条 立候補者には、推薦者1名以上を必要とする。

第4条 選挙運動は、会員としての品位を傷つけない範囲において次の方法で行うことができる。

1. ポスターの掲示
2. 選挙公報
3. 演説
4. 立会演説会
5. その他選挙管理委員会が認めたもの

第5条 投票は、1人1票とする。定員より多い立候補者が出た場合は、会長1名、その他の役員は各2名の連記による投票とし、定員あるいはそれ以下の場合は信任投票とする。

第6条 信任投票を除いて、有効得票数の多いものから定員数までを当選とする。

第7条 信任投票の場合の当選は、有効得票数の過半数の信任を必要とする。

第8条 得票が同数の場合は、すみやかに再度投票を行い、有効得票数の多い者を当選とする。

第9条 選挙管理委員会は、執行部役員選出に関して次のような選挙事務を行う。

1. 投票日を決定し、投票日の2週間前までに選挙公示を行う。
2. 立候補を受付ける。受付期間は、選挙管理委員会で決定する。
3. 投票までに立会演説会を設定する。
4. 投票・開票に関わる事務を行う。
5. 開票の結果をすみやかに全会員に報告する。
6. 役員選出が公正に行われるように検討する。
7. その他 役員を選出に関わる事項を行う。

第10条 選挙管理委員は、立候補者の選挙運動に関わってはならない。選挙管理委員が立候補する場合、その職務は解かれ、その委員が所属するホームルームから、後任の委員を選出しなければならない。

## 第2章 解 任

第11条 全会員の3分の1以上の署名要求による役員不信任案が選挙管理委員長に提

出された場合、選挙管理委員長は、すみやかに委員会を招集し、委員会当日を含め原則として2週間以内に不信任案に関する投票を全会員によって行う。

第12条 第11条の選挙において、不信任案の支持が、有効投票数の3分の2以上あった場合、その役員は、即日、辞任しなければならない。

### **第3章 辞 任**

第13条 役員が、第2章の手続きを経ず、辞任しようとするときは、評議会で辞任表明をし、その承認を受けなければならない。

### **第4章 補 充**

第14条 選挙で執行部の過半数が選出されなかった場合、第1章に準じて補充選挙を行う。また、補充が行われるまでの間、旧執行部が暫定的に本会および本会の行事の運営の補助を行うことができる。

② 選挙で執行部に3名以下の欠員が生じたとき、また任期の途中で、役員に欠員が生じたとき、運営が困難だと執行部が判断した場合は、第1章に準じて補充選挙を行うことができる。

③ 第9条の運用に関しては選挙管理委員会が別に定める。

第15条 補充選挙により選出された役員の任期は、当選の翌日から始まる。

### **第5章 改 正**

第16条 この細則の改正については、評議会の議決をもって行う。

付 則 この細則は、平成30（2018）年4月1日より施行する。

## 会計に関する細則

第1条 生徒会費は会費及びその他の収入を持ってこれに充てる。

第2条 会費は会員1人につき月額600円とする。

第3条 執行部は予算案を作成し、評議会、部活動協議会及び部顧問会の承認を得たのち生徒総会へ提出する。

第4条 本会の会計については、生徒会執行部が2月末日までに、会計監査資料を会計監査委員へ提出しなければならない。

第5条 この細則の改正については、評議会の議決をもって行う。

付 則 この細則は、平成15(2003)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、平成22(2010)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、平成29(2017)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、令和6(2024)年4月1日より施行する。

## 会計監査に関する細則

第1条 会計監査委員は、随時会計簿を閲覧することができる。

第2条 会計監査委員は、本会の会計を監査し、生徒総会へ決算報告しなければならない。

第3条 この細則の改正については、評議会の議決をもって行う。

付 則 この細則は、平成15(2003)年4月1日より施行する。

## 部・同好会に関する細則

第1条 部・同好会には、次の役員および顧問を置く

部長1名 副部長1名 会計1名 顧問若干名

第2条 部・同好会に入部を希望する場合には、顧問及び担任に入部届を提出する。

第3条 部・同好会は毎年5月末日までに部員名簿、1月末日までに活動報告を生徒会執行部に提出する。

第4条 生徒会執行部は、毎年2月に、次年度活動する部・同好会、休部・廃部する部、及び廃会する同好会を決定する。決定に当たっては、1月の各部・同好会の活動報告を参考に、休部は第5条、廃部、廃会は第6条に準じて提案し、部活動協議会で協議のうえ、校長の承認を得たのち決定する。

第5条 次の1かつ2の状態が2年間続いた部は、次年度より休部となる。

1. 5月の部員調査の時点で部員が1人もいない場合
2. 1年間ほとんど活動しなかった場合

第6条 休部状態が2年間続いた部は、次年度より廃部となる。

②会員が1人もいなくなってから、1年が経過した同好会は、次年度より廃会となる。

第7条 第5、6条以外でも特別な事情により、顧問会議で協議のうえ校長は、休部または、廃部・廃会の決定をすることができる。

第8条 部の新設については、毎年2月に概ね2年以上の活動実績のある同好会の中から申請により決定する。決定に当たっては部活動協議会で協議のうえ、評議会で過半数の賛成を得たのち、顧問会議及び学校長の承認を得て成立する。

第9条 同好会の新設については、次の必要事項を所定の用紙に記入し、生徒会執行部に申請し、顧問会議での審議を経たのち、部活動協議会で協議のうえ、評議会で過半数の賛成を得たのち、校長の承認を得て成立する。

1. 会の目的（活動内容）
2. 主な活動場所
3. 顧問名
4. 会員名（3名以上）

\*原則として、他の部・同好会に所属していない者

第10条 部の経費は、部費及び部助成費等によりまかなう。

第11条 同好会の経費は、会費によりまかない、部助成費等の予算請求はできない。

第12条 部費及び会費を徴収する場合には、校長の承認を得て事前に部員・会員の保護者に通知する。

② 部費及び会費を徴収した場合は、年度末に決算書を作成し、校長の承認を得て部員・会員の保護者に通知する。

③合宿等、部費及び会費以外で費用を徴収する場合も同様とする。

第13条 部活動の終了時刻については校舎内での活動は18時45分を限度とし、19時00分までに校舎外に出る。校舎外の部活動を含め19時20分には完全下校とする。

第14条 定期テスト期間中の活動については、原則として禁止とする。

ただし、大会前等の理由により活動する場合には、届け出を必要とする。

\*テスト期間とは、テスト1週間前よりテスト最終日の前日までとする。

第15条 この細則の改正については、評議会の議決をもって行う。

付 則 この細則は、平成15(2003)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、平成20(2008)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、平成24(2012)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、平成28(2016)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、令和3(2021)年4月1日より施行する。

付 則 この細則は、令和6(2024)年4月1日より施行する。

## 生徒会慶弔規程

第1条 この規程は、会員及び教職員に対する慶弔の意を表すことを目的とする

第2条 生徒会は第1条の目的のために、以下のことを行う。

1. 会員及び教職員の死亡の場合には、10,000円の弔慰金と花輪又は生花を贈る。
2. 会員の1親等の親族の死亡の場合には、10,000円の弔慰金を贈る。
3. その他必要と認められた場合には、評議会の承認を得て、適当な額を贈ることができる。(ただし、上限は10,000円とする)

第3条 この規程に基づく慶弔費は、生徒会本部執行部費を充てる。

第4条 この規程の改正については、評議会の議決をもって行う。

付 則 この規程は、平成15(2003)年4月1日より施行する。

# 交通安全について

## [1] 自転車（通学）について

※自転車については大人もルールを守っていないことが多々ある。だが、「大人がしているから自分もする」ではいつまでたっても自転車の違反は絶えないことになる。道路交通法の改正により罰則規定ができた今、改めて自転車の安全な利用の仕方について考えてもらいたい。

### (1) 自転車安全利用五則

#### 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

##### ①車道が原則、左側を通行

**【違反した場合：3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金】**

道路交通法上、自転車は「軽車両」に位置づけられるため、歩道と車道の区別のあるところでは、車道通行が原則。

##### ②歩道は例外、歩行者を優先（歩道通行できる場合）

**【違反した場合：2万円以下の罰金または料料】**

次の場合に限り、歩道の車道寄り部分を例外的に徐行(すぐに止まれる速度)で通行することができる。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止して、歩行者を優先させなければならない。

#### ※路側帯の通行

**【違反した場合：3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金】**

自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行できるが、白線2本の標示のところは通行できない。また、歩行者の通行を妨げる場合は通行できない。

#### 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

##### ①信号を守って安全確認

**【違反した場合：3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等】**

自転車は通行する場所等によって、従うべき信号が異なる。

#### ※自転車が従うべき信号

車道を通行中は・・・	車両用信号
自転車横断帯、もしくは横断歩道（押し歩きなど）では・・・	歩行者用信号
「歩行者・自転車専用」信号機がある場所では・・・	歩行者・自転車専用信号

#### ※右折は必ず二段階右折

信号機のある交差点で右折するときは、必ず二段階右折をする。  
横断歩道は、原則として自転車から降りて押して横断する。

## ②一時停止を守って安全確認

**【違反した場合：3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金】**

自転車でも道路標識・標示には従わなければならない。これは一時停止の標識・標示も同じであり、必ず一時停止しなければならない。

一時停止の道路標識



一時停止の道路標示



それ以外でも、自転車は

- ・一時停止標識・標示のない交差点
- ・見通しの悪い交差点
- ・狭い道路から広い道路に出る場合

一時停止しなければならない。

### 3. 夜間はライトを点灯 **【違反した場合：5万円以下の罰金】**

### (4. 飲酒運転の禁止 **【違反した場合：5年以下の懲役または100万円以下の罰金】**)

### 5. ヘルメットを着用

令和5年4月1日より、すべての自転車利用者を対象にヘルメット着用が必要となりました（努力義務）。

## (2) 神奈川県道路交通法施行細則

(1) の自転車安全利用五則に加えて、神奈川県では、この細則によって次のような「ながら運転」を禁止しています。 **【違反した場合：5万円以下の罰金】**

- ①スマホ・携帯電話等の使用の禁止
- ②イヤホン等の使用の禁止
- ③傘差し運転の禁止

## (3) 交通マナー（規則）を守ること

※(1)(2)を踏まえて、本校では自転車通学者に次の注意を行っている。

- ①二人乗りをしない。
  - ②一時停止では必ず止まり、安全確認をする。
  - ③車道での右側通行（逆走）は禁止。日野中央公園内の走行は禁止。
  - ④イヤホン等で音楽を聞きながら、また、携帯操作、傘をさしながらの運転の禁止。
  - ⑤歩行者の通行の妨げにならないように十分に気をつけて運転する。
  - ⑥所定の駐輪場に止め、学校周辺に駐輪しない。
- ※学校指定のステッカーを車両後部のよく見えるところに貼る。

## (4) 電動アシスト自転車利用者へ

※多くの生徒が電動アシスト自転車で通学している。(1)(2)(3)に加えて次のことを守ること。

- ①(加速が良いため)急加速や走行スピードに注意すること。
- ②「ケンケン乗り」や「立ちこぎ」は危険なのでしないこと。
- ③信号待ちなどでは、「両足着地」で「しっかりブレーキ」を踏むこと。

## [2] 電動キックボード（特定小型原動機付自転車）について

### (1) 主な交通ルール

①走行モードによって通行できる場所が異なる。

	車道モード	歩道モード
車道	○	△
歩道	×	○※
路側帯	×	○※
自転車道・自転車専用通行帯	○	△

※普通自動車通行不可の場合を除く。

- ②信号機のある交差点では「二段階右折」。従う信号は車両用が基本。
- ③一時停止標識には必ず従い、前後左右の安全を確認。

- ④万が一の事故に備えて、ヘルメットを着用（努力義務）。
- ⑤道路交通法違反は反則金の支払いが求められ、危険行為を繰り返した者には「特定小型原付運転者講習」の受講が命じられる。

(2) 電動キックボード等への学校の考え方は、オートバイと同じ。扱いには充分注意すること。

### **[3] 自動二輪等（免許取得届）について**

(1) 保護者の承諾と本人の車両等の安全使用への強い意志があれば、届けを提出することによって、車両等の免許取得・使用について認める。ただし、

- ①学校が講習会を行う際には必ず出席すること。
- ②学校生活との関連において、登下校には車両等を使用しないこと。等のルールを守ること。

(2) 免許証を取得した生徒の車両等の使用について

※安全運転励行の見地から、次のことを守ること

- ①他人の車両等を借りての使用は認めない。
- ②出来るだけ本人所有の（少なくとも家族所有の）、常時使用する車両を定めること。
- ③任意保険に加入すること。

### **[4] 交通事故について**

(1) 高校生の自転車やオートバイによる交通事故が多発している。自転車やオートバイを利用する際には交通ルールを守り、余裕のある運転・安全を最優先に意識し、事故を起こさないように注意すること。

(2) 万一交通事故にあった場合には、まず自身の安全を確保し、二次被害の防止に努め、事故の応急処置を施し、さらに警察・家族・学校等に連絡すること。

## 令和7年年間行事計画



※登校が可能になり次第、速やかに担任に提出してください。

養護教諭	担 任

神奈川県立横浜南陵高等学校長 殿

## 出席停止届

学校感染症に罹患しましたので、次の通り報告いたします。

届出者	第 学年 組 番 氏名
診断名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ( ) から 令和 年 月 日 ( ) まで 泊 日
診察を受けた 医療機関名	

- 診断されたことが分かる資料（薬の説明書、検査結果、薬の袋などのコピーいずれか1点）を添付しました。 (\*「診断書」をとる必要はありません。)

※必ず資料を添付し、上の□にチェック(✓)を入れてからご提出ください。

保護者氏名

㊞

連絡・証明

(家庭⇔学校)

月 日	事 項	保護者印	担任印
.			
.			
.			
.			
.			
.			

諸届・許可

欠席 遅刻 早退 忌引  
欠課 見学 異装 外出

月 日	内 容	理 由	保護者印	担任印
.				
.				
.				
.				
.				
.				

キ

リ

キ

リ

ト

リ

連絡・証明

(家庭⇔学校)

.			
.			
.			
.			
.			
.			

諸届・許可

欠席 遅刻 早退 忌引  
欠課 見学 異装 外出

.				
.				
.				
.				
.				
.				

ト

リ